

(削除)

(日本郵政共済組合に関する経過措置)

第二条 当分の間、独立行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の四に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

(被保険者に係る給付の事業)

第三条 被保険者を使用する船舶所有者及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるもの(次項において「法人等」という。)であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの(以下この条において「承認法人等」という。)は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第五十五条第一項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

3 承認法人等は、第一項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、船舶所有者又は被保険者から費用を徴収することができる。

4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(遺族年金に関する特例)

④第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六條第一項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル脱 退手当金ノ額ニ付之ヲ準用ス

⑩被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

⑪承認法人等ハ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得

⑫承認法人等ノ事業ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の夫、父母、祖母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。

この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族年金は、その者が六十歳に達する日の属する月までの間は、その支給を停止する。ただし、次条第二項の規定の適用を妨げない。

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条 協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

⑦政府ハ当分ノ間第四十条第一項ノ規定ニ基ク障害年金ヲ受クベキ者ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ヲ限度トス

- 2 協会は、当分の間、第九十七条の規定に基づく遺族年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を遺族前払一時金として、その者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額の千日分に相当する額を限度とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、障害前払一時金及び遺族前払一時金の請求について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 4 障害前払一時金又は遺族前払一時金が支給される場合には、障害年金又は遺族年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該障害前払一時金又は遺族前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 5 障害前払一時金及び遺族前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 6 障害前払一時金は、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第九十一条、第九十二条、第一百一条、第一百二条、第一百四十四条、第一百五十六条及び第二百二十二条の規定の適用については、第八十七条第一項の規定により支給される障害年金とみなす。
- 7 遺族前払一時金は、第三十七条、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第一百二条、第一百四十四条、第一百五十六条及び第二百二十二条の規定の適用については、第九十七条の規定により支給される遺族年金とみなす。
- 8 第三十九条第二項の規定は、第一項に規定する障害前払一時金の限度額及び第二項に規定する遺族前払一時金の限度額について準用する。

- ⑧ 政府ハ当分ノ間第五十条ノ規定ニ基ク遺族年金ヲ受クベキ者ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル額ヲ限度トス
- ⑨ 前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ノ請求ニ付必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム
- ⑩ 障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ障害年金又ハ遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額ノ合計額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該障害前払一時金又ハ当該遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間其ノ支給ヲ停止ス
- ⑪ 障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- ⑫ 障害前払一時金ハ第二十四条ノ二乃至第二十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第五十条ノ七、第五十九条及第五十九条ノ二ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十条第一項ノ規定ニ依リ支給セラルル障害年金ト看做ス
- ⑬ 遺族前払一時金ハ第二十三条ノ五、第二十四条ノ二乃至第二十七条、第五十条ノ七、第五十九条及第五十九条ノ二ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十条ノ規定ニ依リ支給セラルル遺族年金ト看做ス

9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 障害年金を受けるべき者が、その支給を停止され、又はその権利を失った場合における第九十一条及び第九十二条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び」とあるのは「障害年金（第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかったものとみなして算

⑭障害前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為障害年金ノ支給ガ停止セララル間ハ当該障害年金ニ付テハ国民年金法第三十六条の二第二項及国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号以下本項及次項ニ於テ昭和六十年改正法ト称ス）附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ国民年金法（以下本項及次項ニ於テ旧国民年金法ト称ス）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項ニ於テ其ノ例ニ依ル場合及同法附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第七十九条の二第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次項ニ於テ同ジ）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号但書並ニ特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号但書及第十七条第一号但書ノ規定ヲ適用セズ

⑮遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為遺族年金ノ支給ガ停止セララル間ハ当該遺族年金ニ付テハ国民年金法第三十六条の二第二項及昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第六十五条第二項並ニ児童扶養手当法第四条第二項第二号但書及第三項第二号但書ノ規定ヲ適用セズ

⑯障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ支給ヲ停止セラレ又ハ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二条及第四十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二条及第四十二条ノ二中「支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金及障害前払一時金ノ総額（其ノ障害年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルト

定した場合のその障害年金)の総額、障害前払一時金の額、障害補償年金等の総額、」と、「の合算額」とあるのは「及び同法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の額の合算額」とするものとし、遺族年金を受けるべき者が、その権利を失った場合における第百二条の規定の適用については、当分の間、同条中「遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額」とあるのは「遺族年金(第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかったものとみなして算定した場合のその遺族年金)の総額、遺族前払一時金の額、遺族補償年金等の総額、遺族補償一時金等の額及び労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の額」とする。

第六条 被保険者若しくは被保険者であつた者又はその遺族(以下この条において「被保険者等」という。)が障害年金又は遺族年金(以下この条において「年金給付」という。)を受けることができる場合(当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害前払一時金又は遺族前払一時金(以下この条において「前払一時金」という。)を請求することができる場合に限る。)であつて、同一の事由について、当該被保険者又は被保険者であつた者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から民法その他の法律による損害賠償(以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。)を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 船舶所有者は、当該被保険者等の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金

キハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額)トスルモノトシ遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十条ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条中「支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金及遺族前払一時金ノ総額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額)トス

⑰被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ其ノ遺族(以下被保険者等ト称ス)ガ障害年金又ハ遺族年金(以下年金給付ト称ス)ヲ受クベキ場合(当該年金給付ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキニ当該年金給付ニ係ル障害前払一時金又ハ遺族前払一時金(以下前払一時金ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得ル場合ニ限ル)ニシテ同一ノ事由ニ付当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依ル損害賠償(以下単ニ損害賠償ト称シ当該年金給付ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル)ヲ受クルコトヲ得ルトキハ当該損害賠償ニ付テハ当分ノ間次ニ定ムル所ニ依ルモノトス

一 船舶所有者ハ当該被保険者等ノ年金給付ヲ受クル権利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害ノ発生時ヨリ当該年金給付ニ係ル前払一時金ヲ受ク

を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が前条第一項又は第二項に規定する当該前払一時金の限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金の支給が行われたときは、船舶所有者は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

2 被保険者等が、被保険者又は被保険者であった者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、協会は、厚生労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受ける場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一 年金給付（被保険者等に対して、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前条第一項又は第二項に規定する前払一時金の限度額（当該前払一時金の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。）

べき時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該前払一時金ノ最高限度額ニ相当スル額ト為ルべき額（次号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免レタル額ヲ控除シタル額）ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得

二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予セラレタル場合ニ於テ当該年金給付（附則第十項ノ規定ニ依リ其ノ支給ガ停止セラルル年金給付ヲ除ク）又ハ前払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ当該支給ガ行ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シタル額ガ当該年金給付又ハ前払一時金ノ額ト為ルべき額ノ限度ニ於テ其ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

⑱被保険者等ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ保険給付ヲ受クベキトキニ同一ノ事由ニ付損害賠償（当該保険給付ニ依リ填補セララルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル）ヲ受ケタルトキハ政府ハ厚生労働大臣ノ定ムル基準ニ依リ其ノ価額ノ限度ニ於テ当該保険給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ニ規定スル場合ニ於テ次ニ掲グル保険給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 年金給付（被保険者等ニ対シ各月ニ支給サルべき額ノ合計額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該年金給付ニ係ル前払一時金ノ最高限度額（当該前払一時金ノ支給ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ当該支給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス）ニ相当スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テノ年金給付ニ限ル）

二 第九十一条、第九十二条又は第二百二条の規定による一時金

三 前払一時金

(削除)

二 第四十二条、第四十二条ノ二又ハ第五十条ノ七ノ規定ニ依ル一時金

三 前払一時金

⑲雇用及失業ノ状況ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ三十五歳以上六十歳未満ナルモノニ対スル第三十三条ノ十三第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導」トアルハ「三十五歳以上六十歳未満ノ者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ（其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル）又ハ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導」ト、「同項」トアルハ「第四項」トス

(削除)

⑳第三十三条ノ三第二項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セラルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引續キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

(削除)

(退職者給付拠出金の経過措置)

第七条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第一百十二条第二項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」と、第一百十四条第一項及び第二百一十一条第二項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第十項中「第二項第二号」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第二号」とする。

(病床転換支援金の経過措置)

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第一百十二条第二項中「及び」とあるのは、「同法附則第七条第一項の規定による病床

⑳前項ノ規定ニ該当スル者ガ失業シタル場合ニ於テ支給ヲ受クルコトトナル高齢求職者給付金ノ額ニ係ル第三十三条ノ十六ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「次ノ各号ニ掲グル高齢求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」トアルハ「五十日」ト「当該各号ニ定ムル日数ニ満タザル場合」トアルハ「五十日ニ満タザル場合」トス

㉘国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ、「同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

㉙高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ、「同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金

転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び」と、前条の規定により読み替えられた第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号中「及び」とあるのは、「、病床転換支援金等及び」と、前条の規定により読み替えられた第百二十一条第十項中「附則第七条」とあるのは「附則第八条」とする。

（削除）

（削除）

（削除）

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第百二十五条第一項の規定にかかわらず、第百二十四条に規定する準備金の額（船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。）及び被保険者（後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条

等（以下病床転換支援金等ト称ス）及「ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ、「、病床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「、病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

②②国庫ハ第五十八条第一項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担ニ付テハ当分ノ間此ノ規定ニ拘ラズ此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十五ニ相当スル額ヲ負担ス

②③国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

②④附則第二十五項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十五項」ト第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

②⑤雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律 号）第三条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付イテハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」トス

において同じ。)の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があると認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率(以下「控除率」という。)を控除することができる。この場合において、第二百十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除した率」と、第二百二十五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

2 第二百二十一条第三項から第六項までの規定は、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

(削除)

(削除)

別表第一(第二条関係)

名称	根拠法
独立行政法人日本貿易 保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

②⑥ 当分の間第三十三条ノ十六ノ四第一項各号ニ掲グル者ニシテ同項第一号ニ規定スル基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケザルモノニ対スル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「三年」トアルハ「一年」トス

②⑦ 平成二十二年三月三十一日迄ノ間第三十六条第一項ニ規定スル休業ヲ開始シタル被保険者ニ対スル第三十七条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ十」トアルハ「百分ノ二十」トス

別紙第一(四十一条)

障害ノ程度	月数
一級	一〇・四月
二級	九・二

独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）
独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）

七級	六級	五級	四級	三級
四・四	五・二	六・一	七・一	八・二

独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人工業所有	独立行政法人工業所有権情報・研修館法

權情報・研修館	(平成十一年法律第二百一號)
獨立行政法人產業技術綜合研究所	獨立行政法人產業技術綜合研究所法(平成十一年法律第二百三號)
獨立行政法人土木研究所	獨立行政法人土木研究所法(平成十一年法律第二百五號)
獨立行政法人建築研究所	獨立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六號)
獨立行政法人交通安全環境研究所	獨立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七號)
獨立行政法人海上技術安全研究所	獨立行政法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八號)
獨立行政法人港灣空港技術研究所	獨立行政法人港灣空港技術研究所法(平成十一年法律第二百九號)
獨立行政法人電子航法研究所	獨立行政法人電子航法研究所法(平成十一年法律第二百十號)
獨立行政法人航海訓練所	獨立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三號)
獨立行政法人海技教育機構	獨立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四號)
獨立行政法人航空大學校	獨立行政法人航空大學校法(平成十一年法律第二百五號)
獨立行政法人國立環境研究所	獨立行政法人國立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六號)
自動車檢查獨立行政法人	自動車檢查獨立行政法人法(平成十一年法律第二百十八號)
獨立行政法人教員研修	獨立行政法人教員研修センター法(平成

センター	十二年法律第八十八号)
独立行政法人海洋研究 開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成 十五年法律第九十五号）
独立行政法人国立高等 専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（ 平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価 ・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法 （平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学 財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センタ ー法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア 教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター 法（平成十五年法律第百十六号）

(削除)

別表第二（第八十八条関係）

障害の程度	日数
一級	三二三日

別表第一ノ二（第四十二条、第四十二条ノ二、附則第七項関係）

障害ノ程度	月数
一級	四八月
二級	四二
三級	三九
四級	三六
五級	三三
六級	三〇
七級	二五

別表第二（第四十一条ノ三関係）

障害ノ程度	月数
一級	二〇月

別表第三（第九十条関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級
一三一	一五六	一八四	二一三	二四五	二七七

別表第三（第九十条関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	障害の程度	月数
〇・一	〇・六	〇・八	一・六	一・九	二・〇	三・二月		

別表第四（第九十一条、第九十二条関係）

五級	四級	三級	二級	一級	障害の程度	月数
三三	三六	三九	四二	四八月		

別表第三（第五十条ノ三関係）

七級	六級	五級	四級	三級	二級
二	四	六	九	一二	一五

別表第三（第五十条ノ三関係）

三人以上	二人	一人	子ノ数	金額
最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額	最終標準報酬月額ノ一・九月分ニ相当スル金額	最終標準報酬月額ノ一・二月分ニ相当スル金額		

別表第五（附則第五条関係）

障害の程度	日数
一級	一、三四〇日
二級	一、一九〇
三級	一、〇五〇
四級	九二〇
五級	七九〇
六級	六七〇
七級	五六〇

六級	三〇
七級	二五

◎労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（平成十九年四月施行）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章の二 <u>社会復帰促進等事業</u>（第二十九条）</p> <p>第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、<u>社会復帰促進等事業</u>を行うことができる。</p> <p>第三章の二 <u>社会復帰促進等事業</u></p> <p>第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、<u>社会復帰促進等事業</u>として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及</p>	<p>目次</p> <p>第三章の二 <u>労働福祉事業</u>（第二十九条）</p> <p>第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、<u>適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、<u>労働福祉事業</u>を行うことができる。</p> <p>第三章の二 <u>労働福祉事業</u></p> <p>第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、<u>労働福祉事業</u>として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及</p>

び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2 (略)

3 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業

四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

2 (略)

3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

◎労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（平成二十二年四月施行）
（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。</p> <p>第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 療養補償給付 二 休業補償給付 三 障害補償給付 四 遺族補償給付 五 葬祭料 六 傷病補償年金 七 介護補償給付 <p>2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和二十二年法律第百号）<u>第十八条</u>第十九条第一項、第九十一条第一項、第九十二条本文、第九十三条及び</p>	<p>第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、<u>官公署の事業</u>（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第十七条の規定による船員保険の被保険者</u>については、この法律は、<u>これを適用しない。</u></p> <p>第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 療養補償給付 二 休業補償給付 三 障害補償給付 四 遺族補償給付 五 葬祭料 六 傷病補償年金 七 介護補償給付 <p>2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。</p>

第九十四条に規定する災害補償の事由（同法第九十一条第一項にあつては、労働基準法第七十六条第一項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

3・4 (略)

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

2・4 (略)

3・4 (略)

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

2・4 (略)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、船員法第一条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、国土交通大臣は厚生労働大臣に資料の提供を求めることができる。

第四十九条の三 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

第四十九条の四 (略)

第四十九条の五 (略)

第四十九条の二 (略)

第四十九条の三 (略)

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成十九年四月施行）
 （第七関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。</p> <p>（一般保険料に係る保険料率） 第十二条 （略）</p> <p>2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害</p>	<p>第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。</p> <p>（一般保険料に係る保険料率） 第十二条 （略）</p> <p>2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう</p>

をいう。以下同じ。)に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3・4 (略)

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額

。以下同じ。)に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3・4 (略)

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十九・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の二十・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額(前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。)を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額

の総額とを合計した額（以下この項及び第八項において「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（第八項において「二事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たっては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（第三十条及び第三十一条において「被保険者」という。）の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第

の総額とを合計した額（以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に三事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第

五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(第二種特別加入保険料の額)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十三まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の二十から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(第二種特別加入保険料の額)

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

(労働保険料の負担)

第三十条 次の各号に掲げる被保険者は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

- 一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
 - イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）
 - ロ イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額
- 二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

(労働保険料の負担)

第三十条 次の各号に掲げる雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

- 一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
 - イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）
 - ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額
- 二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

(印紙保険料の額の変更に関する暫定措置)

第九条 当分の間、第二十二條第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九條第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九條第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十一條第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九條第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

(雇用保険率の変更に関する暫定措置)

第十條 雇用保険法附則第十條第一項の規定が適用される会計年度における第十二條第五項の規定の適用については、同項中「並びに雇用保険法第六十六條第一項、第二項及び第五項並びに第六十七條」とあるのは、「及び雇用保険法附則第十條第一項」とする。

(印紙保険料の額の変更に関する暫定措置)

第十條 当分の間、第二十二條第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九條第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九條第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十一條第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九條第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成二十二年四月施行）
 （第八関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続事業の一括）</p> <p>第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれかの事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。</p>	<p>（継続事業の一括）</p> <p>第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれかの事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。</p>

◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 十（略）</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支学金等（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）</p> <p>二 八（略）</p> <p>二 十（略）</p> <p>（設立及び業務）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支学金等（以下「後期高齢者支学金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。</p>

(役員)

第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人を置く。

(役員)

第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

◎船員法（昭和二十二年法律第百号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の給付との関係）</p> <p>第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。</p>	<p>（他の給付との関係）</p> <p>第九十五条 第八十九条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。</p>

◎社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>	<p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。</p>

◎船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府の行う業務） 第五条（略） 一～六（略） 七 船員の職業に就こうとする者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定により給付を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は部員職業補導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一（略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百一条第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十二</p>	<p>（政府の行う業務） 第五条（略） 一～六（略） 七 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は部員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。</p> <p>（許可の欠格事由） 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一（略） 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法第六十八條、第六十九條ノ三若しくは第七十條第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百一条第一項、第二百三條の二、第二百四條第一項（同法第二百二條第一項又は第二百三條の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十二條第一項若しくは第二項若しくは</p>

条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇六（略）

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一（略）

二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認及び船員保険法第十五条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

三（略）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保

第百八十四条（同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三〇六（略）

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一（略）

二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び船員保険法第十九条ノ二第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

三（略）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保

険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と、同法第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

2 (略)

(削除)

3 第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた派遣船員（次項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）及びその被扶養者（同条第九項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組み中」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員（次項及び第五項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）については、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定は、適用しない。

4 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてしない。

4 |

(略)

5 |

(略)

◎医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになる</p>	<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになる</p>

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百一条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

257 (略)

二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

257 (略)

◎社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第五十八条第二項</u>の規定による定めに関する事項</p> <p>二（略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）る厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）</p> <p>（）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第二十八</u>条ノ四第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>二（略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）る厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）</p> <p>（）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定によ</p>

2
働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令
に関する事項
(略)

2
る厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生
労働省令に関する事項
(略)

◎国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百三十三条第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</p> <p>三〇六 （略）</p>	<p>（適用除外） 第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</p> <p>三〇六 （略）</p>

◎国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（平成十九年十月施行）
 （附則第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くこ</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由に</p>

とができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができないう日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（略）

2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

より職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二（略）

2 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3
~
15

(略)

3
~
15

(略)

◎国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2～14（略） 15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>	<p>（失業者の退職手当） 第十条（略） 2～14（略） 15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>

◎社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（平成二十二年四月施行）
（附則第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（保険者に対する通知等）</p>

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(設置)

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十六条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金又は健康保険法の規定により健康保険の事務を行う社会保険庁長官を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(設置)

第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第六十三条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審

査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第百八十条第四項、船員保険法第百三十二条第四項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第百八十条第四項、船員保険法第十二条第二項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

◎厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成十九年十月施行）
 （附則第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）</p> <p>第七条の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整）</p> <p>第七条の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。</p> <p>6・7 （略）</p>

◎厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第六十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単 に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一・二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下 単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四 年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定 により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。） に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に 「船舶」という。） 2～4 （略）</p> <p>（船員たる被保険者の標準報酬月額） 第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定につ いては、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第 十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定の例による。</p> <p>附則</p>	<p>（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単 に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一・二 （略） 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下 単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四 年法律第七十三号）第十条に規定する場合にあつては、同条の規定 により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。） に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に 「船舶」という。） 2～4 （略）</p> <p>（船員たる被保険者の標準報酬月額） 第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定につ いては、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第 四條第二項から第六項まで、第四条ノ二及び第四条ノ三の規定の例に よる。</p> <p>附則</p>

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2・3 (略)

(削除)

4| (略)

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

(削除)

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者(船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。)が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| (略)

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの(第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。)が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要

な技術的読替えは政令で定める。

第七条の七 (略)

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十三条の八 (略)

5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中「受

第七条の七 (略)

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十三条の八 (略)

5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受

給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（平成十九年十月施行）
 （附則第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三十一項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第三十二項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三十一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第二十九項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第三十項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十九項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）
 （附則第七十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（育児休業手当金に関する暫定措置）</p> <p>第十一条の二 平成二十二年三月三十一日までに第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した組合員であつて、当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるもの（当該育児休業等が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p> <p>（退職共済年金と基本手当等との調整）</p> <p>第十二条の八の二 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保</p>	<p>附則</p> <p>（退職共済年金と基本手当等との調整）</p> <p>第十二条の八の二 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保</p>

險法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2・4 (略)

5 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6・7 (略)

(組合員に係る福祉増進事業)

第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅

險法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2・4 (略)

5 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金(退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。)の支給を停止する。

6・7 (略)

(組合員に係る福祉増進事業)

第十四条の四 組合及び連合会は、第三条第三項から第五項まで並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得の

地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

二| 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。)を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

三| 前二号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

2
4 (略)

ための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三| 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族が教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。)を受けるために必要な資金を貸し付ける事業

四| 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

2
4 (略)

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第二百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第五十三条（第四項を除く。）、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条までの規定の例による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第二百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付</p>	<p>（船員組合員の療養の特例）</p> <p>第二百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定の例による。</p> <p>（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）</p> <p>第二百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）</p>

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第二百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

附則

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 (略)

2・3 (略)

(削除)

4| (略)

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定す

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は特定独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

附則

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金の受給権者(船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。)が同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的詭替えは、政令で定める。

5| (略)

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定す

る求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

(削除)

る求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項の規定」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定は、船員保険法第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて、同法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（第四項において準用する第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第七十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義） 第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）</p> <p>四〇十六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（用語の定義） 第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付</p> <p>四〇十六（略）</p> <p>3（略）</p>

◎激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（平成十九年十月施行）
 （附則第七十四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いづれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受け、<u>ことができる資格を有するもの（いづれも）」とする。</u></p> <p>4～8（略）</p>	<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者」とする。</p> <p>4～8（略）</p>

◎地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）抄
 （附則第七十六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （一部負担金に関する経過措置） 第十七条（略）</p> <p>（育児休業手当金に関する暫定措置） 第十七条の二 平成二十二年三月三十一日までに第七十条の二第一項に規定する育児休業を開始した組合員であつて、当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続き六月以上組合員（第四百十条第二項に規定する継続長期組合員及び第四百十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるもの（当該育児休業が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p> <p>（特例退職組合員に対する短期給付等）</p>	<p>附則 （一部負担金に関する経過措置） 第十七条（略）</p> <p>（特例退職組合員に対する短期給付等）</p>

第十八条 (略)

259 (略)

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第二十六条の二 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第一百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

第十八条 (略)

259 (略)

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第二十六条の二 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第一百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第二百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第二項第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 (略)

(組合等が行う事業の特例)

2・3 (略)

4 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第二百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第二項第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 (略)

(組合等が行う事業の特例)